

上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山稔

上尾市条例第20号

上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

上尾市老人福祉センター条例（昭和56年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次条及び第9条」を「次条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第10条」に改める。

第7条第1項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市は」を「市又は指定管理者は」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。